

第15回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年10月31日（木）

場所：区役所東棟9階第5委員会室

第15回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年10月31日（木）午後3時から

開催場所：区役所東棟9階第5委員会室

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、本橋延隆、吉村喜代隆、植松智、長島丈、矢藤茂、高橋光正、細井誠一、高橋哲也、後藤宏、清水希悦、苅部嘉也、井出孝行、池田鏡一、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：森安一、高橋拓司

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二、主事 下田亮太

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について 【該当なし】
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
5. 協議事項
 - (1) 令和6年12月の総会日程（案）について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「みかん狩り」「花栽培農家で寄せ植えづくり」
「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」「大根の引っこ抜き」
「冬野菜の収穫」の開催について
 - (2) 都内産農産物等の放射能検査について
 - (3) 経過観察農地の状況報告について
7. その他
農地管理推進月間を終えて
8. 閉 会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻より少し前ですけれども、皆様おそろいいただきましたので、ただいまより第15回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1となります。第3号議案の資料がNo.2、No.3、No.4、No.5となります。協議事項の資料はNo.6、報告事項の資料はNo.7とNo.8となっております。また、当日配付資料といたしまして、東京都農業会議情報と併せまして、最後の説明に関連して、1月の総会でお配りした参考、能登半島地震義援金の募集をお配りしております。また、委員の皆様へ封をした長形3号封筒を置かせていただいておりますけれども、こちらについても総会の最後にご説明をさせていただきます。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。

宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 (会長挨拶)

それでは、本日の総会は、審議事項が15議案、そして協議事項、報告事項、その他を含めまして5項目ございますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入る前に、本日は森安一委員、そして高橋拓司委員が欠席しておりますが、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、池田鏡一委員、植松智委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみといたします。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が4件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに農地法第4条、第5条について説明をさせていただきます。

農地を住宅等にする場合には農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出については会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出につい

て。

受付番号6-5-16。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続いて、資料No. 1-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-17。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続いて、資料No. 1-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-18。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続いて、資料No. 1-4をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-19。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが1件、特定農地貸付法に基づく承認申請について2件を審議いたします。

初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願について1件を審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 相続税納税猶予に関する適格者証明願につきましては、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農

地についてを農業委員会が証明するというものです。

資料No.2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について3件について審議いたします。

1件目について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○宍戸会長 この件について調査されました清水希悦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○清水委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件を審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 生産緑地には、農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、都や区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となりますが、その証明を出す際に、農業委員会が発行する主たる従事者証明が必要になります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

資料No.4をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○宍戸会長 この件について、調査結果の報告は事務局からお願いいたします。

○事務局 (事務局より、調査内容について報告)

以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですので、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について審議は終わります。

第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 特定農地貸付法は、地方公共団体、農協、農家、企業、NPO法人等が小面積の農地を市民農園として都市住民に短期間貸し付けることができるよう農地法の特例を定めた法律で、平成元年に成立をしております。今回は、世田谷区内の農地を目黒区が借り受けている2件について、貸借の継続についての申請となります。

それでは、改めまして資料No.5をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。

(事務局より、申請内容について説明)

説明は以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○高橋(光)委員 このお二方というのは、農家ですか。

○事務局 ご承知のとおり、〇〇さんは区内の農家でございます、〇〇さんは……。

○長島委員 多分、〇〇造園という造園屋さんをやっている、畑を持っているということ
です。

○事務局 ありがとうございます。

○宍戸会長 ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ほかにご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、申請させていただきます。

これで第3号議案を終了とさせていただきます。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1) 令和6年12月の総会日程（案）についてを協議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 資料No. 6、令和6年12月の総会日程（案）についてをご覧ください。

次回、11月の総会開催日時につきましては、令和6年11月29日金曜日午後3時から、会場は三茶しゃれなあとホールスワン・ビーナスでの開催が決定しております。

令和6年12月の開催日時につきましては、12月26日木曜日午後3時から、会場は区役所東棟9階委員会室での開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 ご質問がないようですので、原案どおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長 ありがとうございます。それでは、原案どおりに決定いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、まず資料No. 7をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「みかん狩り」と「花栽培農家で寄せ植えづくり」、「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」、「大根の引っこ抜き」、「冬野菜の収穫」の開催についてでございます。周知方法につきましては、11月1日または11月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

次に、資料No. 8の都内産農産物等の放射能検査について報告いたします。こちらは、令和6年10月3日、10日、17日、24日付の検査結果でございます。世田谷産の農産物につきましては対象になっておりませんが、いずれの農産物も異常はありませんでした。

次の(3)経過観察農地の状況報告につきましては、紙の資料はございませんが、8月の総会で高橋哲也委員にご報告をいただきました〇〇様の引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、今回、高橋哲也委員と事務局にて改めて現地の確認を行いました。当日の状況につきましては、プロジェクターをご確認下さい。なお、確認内容については、恐れ入りますが高橋哲也委員からご報告をお願いいたします。

○高橋（哲）委員 （委員より、調査内容について報告）

以上です。

○事務局 これでは報告事項は終了でございます。

○宍戸会長 続きまして、次第7のその他に移ります。

農地管理推進月間を終えてについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 農業委員の皆様には、9月から10月の大変お忙しい時期に農地パトロールを実施していただきましてありがとうございました。皆様が農地パトロールでお気づきになられた点や情報共有が必要だと思われる事項がございましたら、ご報告をいただければと思います。

それでは、恐れ入りますが、進行につきましては宍戸会長をお願いしたいと思います。

○宍戸会長 皆様、今年も農地パトロールにご協力いただきましてありがとうございました。それでは、パトロールの感想や農地の状況、気づいた点等を席順に、本橋延隆委員から池田鏡一委員まで、一言ずつ述べていただきたいと思います。質問等は全員の報告が終わり次第、後に一括していただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

○本橋委員 本橋です。報告させていただきます。

最初に、9月16日に全部の畑を視察いたしました。猛暑のちょうど気温が下がった日だったんですね。それで、ここしかないと思って、1日かけて全部の畑を見ました。全体の感想としては、猛暑日の中、よく手入れされているなというのが感想です。

以上です。

○吉村委員 等々力、野毛を担当しています吉村です。ご報告させていただきます。

私も9月の中旬に大体全部回らせていただいたんですが、9月の中旬ということで若干草がまだ生えているところが多かったんですけども、10月に入ってもう一度見ましたら、概ね除草も皆さんされていまして、よかったですと思います。

簡単ですけども、以上です。

○植松委員 お疲れさまでした。私、植松は千歳船橋と船橋東部と八幡山、また、一部千歳台を担当させていただいております。

日程につきましては、お彼岸過ぎに回らせていただいて、2日間ぐらいかけて全部を見まして、×がやっぱり2つぐらい、毎年のことなんですけれども、ありまして、そこは本人と話しまして、三、四回見に行きました。2回目でもう除草はしてあったんですけども、そこ以外の畑、三、四か所持っている方で、ほかはまだ端の方とかは除草していなか

ったので、結局、最終的には△をつけさせてもらいました。

今年は特にこの暑さで皆さん草の方が大変だということで、会った方と話しましたけれども、東京中央のJAの営農支援に話をしましたら、8月から9月にかけて除草の仕事がいっぱい入っていると。それを聞いたら、農地パトロールがあるからということを書いていました。世田谷だけじゃなくて杉並の方も一斉にやっていますので、杉並地区もやっぱり除草の依頼が結構来ているということで、支援の方で話はしていました。だから、どこもやっぱり大変なのかなという気持ちもありましたけれども、皆さん農地パトロールがあるということで、そういうところだけは、日にちは分かっていたみたいで、きれいにしなくちゃなという気持ちはあったみたいです。

あともう1件、クリを植えている農家の方で、そこは全部クリ以外は防草シートを張ってあるんですね。毎回見に行くと、防草シートのところにお孫さんの遊具が、ブランコがあったり、滑り台があったり、自転車があったり、そんな感じで置いてあるんですね。そこは3回ぐらい行ったんですけども、なかなか会えないで、納税猶予を受けている方なので、またこれが終わってから、置かないようにということで一言言っていこうかなと思っております。

以上でございます。

○長島委員 大蔵5丁目・6丁目、そして鎌田と玉川4丁目を担当している長島です。

今回回って気がついたことは、自分が回っている頃、昔はかなり定植されていたんですけども、やはり温暖化で作物が、まだ定植されていないという畑がたくさんあるということ。それとあと、みんな高齢化しているような感じがして、畑にいても大して仕事をしないで帰ったというのか、もうできない方がいるような感じがして、注意しようと思っても申し訳なくて、多分、十数年後の自分かと思うんですけども、そういうのを考えた方がいいなという気がしました。

あと、世田谷区農地管理基準を前に頂いた中で、道路から見えるところに畑がなくてはいけないんですか。家の中に入って見せて下さいと言って中を見るところが3か所あって、一応〇にしたんですけども、これはどうなんですか。道路側の垣根等越しには圃場の中が見える状態であることとか書いてあるんですけども、家の中なんですよ。自分は全然それに今まで気がつかなくて、当たり前だと思っていたんですけども、それはどういうふうか。

○事務局 それは、垣根等が密集してしまって中が見えなかったんですか。

○長島委員 そうじゃなくて、家の中の奥にあったんです。だから、すみません、見に来ましたと言って中に入って行って、それは3か所。でも、2か所は完璧で、1か所は盆栽があったから、次に何するのと聞いたら、これから片づけてコマツナをまくと言ったから一応○にしたんけれども、それはいいんですよ。

○事務局 基本的に、家の中に立ち入らなければ見えないところも何か所かありまして、そういったところの中には立ち入って見ていただいている部分もありますが、どうしてもそれも難しい状況であれば、事務局にご連絡をいただき、事務局の方でコンタクトを取って中を見させていただくということもございます。

○長島委員 この間頂いた農地管理基準の中では、道路側の垣根等から見えるかどうかということが書いてあるので、見えなかったらどうなのかとふと思ったんですけれども。

○事務局 今申し上げたように、どうしても駄目でしたら事務局の方で対応いたしますので、大丈夫です。ありがとうございます。

○長島委員 別にそういう状況でもいいんですよ。

○事務局 もちろんでございます。

○長島委員 それと、△は2個で×が1個ありました。△はウメとか何かが植わっていて、ただ、全体的に4分の1ぐらいが手つかず、アグリシートだけでというようなところで、一応それは△にしました。

以上です。

○矢藤委員 砧町、大蔵、岡本の3地区を担当している矢藤でございます。

結果から申し上げますと、比較的良好な感じでございます、△が2件ありました。岡本で1件、砧町で1件、岡本はよく知っている方で、事あるごとに除草はして下さいとアナウンスしていたんですけれども、雑草はハンマーナイフモアで粉々にはされていましたが、耕うんはされていない、作付もされていないということで△にさせていただきました。

もう1件、砧町のところも、農地パトロールをしたところはかなり背丈以上に雑草が伸びていましたが、三峯神社の例大祭のときに消防団で警備に行ったときに横を通ったので、見たら、農協さんの力を借りたようで、ハンマーナイフモアで粉々になっておりました。それも、その地区の長老の方々が後押しして、草を刈らなきゃ駄目だよというふうに言っていただいたそうで、比較的前向きに肥培管理ができるようになってきたのかなというところになっております。

私からは以上です。

○高橋（光）委員 高橋光正と申します。担当は祖師谷と上祖師谷です。

祖師谷は農家が20戸、上祖師谷は24戸、計44戸あったところです。筆の数でいいますと、渡されたリストでは82と書いてありますが、私の分を入れると84という筆の数になるんですね。

私の担当しているところで、今、亡くなったばかりの家がどうするかというので検討中ということですよ。どうしようかということを決めかねている、相談中であるというところが担当で2か所ありましたので、そこには触れないでやってみたところ、ウメの木を栽培している人が多いんですけども、これは皆さんにもお伺いしたいんですが、ウメというのは年に1回ですよ。春先、剪定をして、果実が結実する。それ1回だけでいいものなんじゃないかな。つまり、おコメというのは、厳密に言う裏作がある訳ですよ。産地では畳表を作って2回やっているとか、そのほかに特定の農作物を3回やっている。ウメというのは年に1回しか取れない。

○宍戸会長 ミカンにしてもブルーベリーにしても、年1回しか収穫がないから、そこは果樹園にした場合にはしょうがないことです。クリだって年1回しか取れませんので。

○高橋（光）委員 ブルーベリーもそうですし、かんきつもそうですね。ただ、問題がある時期、私がまだ学生の頃、ツツジとか低木の木がよく売れたんですね。そういうことをなさっている方がいたんですけども、これは肥培管理は、ただ生やしているだけという感じが見受けられて、お話をしたかったんですが、何度行ってもいないんです。管内で44戸の農家の内、そういう懸案なところが数か所発見できましたので、そこの方と詳しく面談をして、結論を出したいと思います。既に解決済みのところがありますので、数か所、膝を交えてお話をしなきゃならないということが分かりましたので、その際には係の方のご出勤も願うかもしれませんが、以上でございます。

○細井委員 9月26日と10月15日、2日で調査をいたしました。

私は農業委員になって4年目になるんですが、1年目の調査のときは△が3つと×が1つでした。今年の調査で△が1つ、×が1つで、×のところはどうなったかなと思って今日来るときに見てきたら、農協さんが入ったみたいで、大分きれいになっていましたので、急遽、×から△に変えました。任期があと2年ありますので、全てが○になるように努力いたします。

以上です。

○高橋（哲）委員 給田と北烏山、南烏山の一部を担当しています高橋哲也です。私は10

月に3回に分けて農地調査をしてきました。

大体の畑がきれいになっているんですが、×が1件、△が2件ということで、×にしたところは〇〇さんで、パトロールの時期も知っているだろうし、この畑じゃ駄目だろうというのも分かっているんですが、日頃はあまりなされないということです。農地調査に行ったときに、ちょうど本人が刈り払い機を持ってがりがりやっていたんですが、到底間に合わないようで、私も農協の支援を使ったらどうだというお話はしたんですが、その後も頑張って刈り払い機でやっている状態で、あとどのぐらいかかるのって聞いたら、あと1週間ぐらいかねということで、今日行ってきたんですが、案の定、畑の3分の2ぐらいしか終わっていなかったんで、一応×としました。来年の2月ぐらいに納税猶予の3年の経過の観察があるので、そのときにまたどうなっているか確認をしたいと思います。自力でスコップで穴を掘って、そこに刈った残渣も入れるんだということで、あまりお金を使いたくないのかなというところがありました。ただ、その状態でいいのかどうかというところがあるので、今回×にさせてもらいました。

△2件の内、1件目は、先程出ました〇〇さんのもう一つの圃場になりまして、そっちは納税猶予ではなく生産緑地なんですね。一緒に植木屋さんに入ってもらえばよかったというお話はしたんですが、こっちはしていなかったみたいな話で、一応固定資産税の優遇を受けているので草をむしって下さいねというお話はして、今日、どうかなと思って見たんですが、つるが取れていたぐらいなので、やる気はあるんだなということで、取りあえず△にしました。

最後の1件の△は、園主の人がかなり高齢の方で、息子さんがやられているんですが、平日は勤めに出ているということで、土日に帰ってきてトラクターをかけて、かろうじて農地を整備している、そんな感じでやられているのが見られました。2回行って2回とも会えて、前向きにそれでもきれいにするんだというところが見えたので、一応△にして、経過を追いたいなと思います。

私からは以上です。

○後藤委員 私の担当は北鳥山1丁目から4丁目と南鳥山1丁目から4丁目、それと給田の〇〇委員の畑を担当しています後藤でございます。

皆様のお話がありましたように非常に猛暑が続いておりましたので、それとあと9月の地元の行事、例大祭なんですけれども、その当番に当たっていたという言い訳で、10月に入ってからの調査になりました。調査した畑なんですけれども、内1か所が買取り申出が

済んでいるところ、それともう1か所が、来年3月にファミリー農園となる畑があります。所感としては、部分的に草がある農地もあるんですけども、大半の農地はよく耕作されて、肥培管理も特に問題がなくよくできているというところなんですけれども、ただ1か所だけ△にしたところがありまして、これはちょっと雑草が多くて、どうかなというところがあります。この畑に関しても、11月に農協さんの支援をいただいて、今調整中らしいんですけども、それで除草を行うことになっています。ということで、何とかなるのかなど。11月、しかるべき日に行って、またこの辺のものをチェックしたいと思っています。

以上です。

○清水委員 成城の一部と喜多見の一部を担当している清水です。

自分は、△が2つに×が2つ、つけたんですけども、×のところは、アグリシートを引いて果樹をやろうとしているらしいんですけども、果樹を1回植えただけで全部手入れを一切していなくてぼろぼろになっていたところが1か所と、あと、植木を植えただけで、またそこも同じように手入れを一切していないところが2か所、別々にあったので、そこを×にしました。△は、機械や苗をそのまま置いておいたり、木とかを伐採したのもそのままになっていたので、△を2か所つけたぐらいです。あとは、肥培管理も良好で、ほかのところは大丈夫でした。

以上です。

○苧部委員 地域が広いのであれですけども、全体的に言うと、よく耕うんされて雑草も刈ってあったんですけども、2件だけ一応×とさせていただきます。1件は、去年も同じだったんですけども、畑は2段ぐらいあるんですけども、外から全然見えない、全部アグリシートで、何も栽培していないというのが1件です。

もう1件の方は、去年相続だったのかな、後継者がいないのか、畑をやる方がいないのか、何も作付されていなく、ちょっと掘り返してあるだけというのが1件ですね。

なので、これからあと2年ですかね、その中できれいにしていければいいかなと思っています。

○井出委員 新町と深沢と中町とを担当している井出です。

昨年、1年目は9月に調査したらやっぱり草が多かったので、これは駄目だろうと。今年は10月の半ばにやったら、案の定大分きれいになっていましたね。概ねよかったですけれども、1点だけ、やはり深沢は特に古い家が多くて、要するに家の中に畑があるというんですか、畑と庭と何か分からないというところが3件ありました。今まで○がついて

いたのかなと思うんですけども、何か理由があるのかなと。今年ですか、(生産緑地の)追加申請したところもあったんですけども、そこも何か作ってはいる、見えるようにしてきているんですけども、やっぱり中で何か物を作っているという様子はほとんど見受けられない。そういうところをどうしたらいいかって、やっぱりすごく悩めますね。今まで○がついていたのか、×だったのか、△か、よく分からないんですけども、こういうところの判断がこれからどういうふうになるのか。要するに非常に屋敷林で、そこがもう生産緑地ということですよ。そうなっているのはちょっとおかしいと思うんですけども、この辺の判断をこれからどうしたらいいかなと思っています。

以上です。

○池田委員 喜多見東部と宇奈根全体を担当している池田です。

私は、1か所だけ△にしたのは、夏までは一生懸命やっていたみたいなんです。だから、トマトとナスとスイカみたいなものはやっていたんです。その後が一切手がつけられていないんです。それで、パトロールがあるというので刈り払い機でやってみようかなんですけども、その片づけがやっていない。そして、自分のうちの近所なんですけれども、なかなか畑に最近は出ていないんですよ。会わないから、具合が悪いのか、それともやる気がないのか、そこがよく分からないので、これからはっきり聞いた方がいいのかなと。この秋、秋野菜から全然手がついていないです。それが1か所だけありました。

あと、全般的には農家としてやっているんですけども、やはり2つに分かれるみたいで、あまり畑へ出ない人と、畑に毎日のように出ている人と、それはちょっと見ると分かるんですよ。そして、パトロールしていると、やはり出ている人とは声を掛け合ったりなんかして、いろいろ話をするんです。ただ、シートを張ってそのままという人も中にはいます。だから、1か所だけ△をつけさせていただきました。

以上です。

○事務局 本日ご欠席されています森安一委員から調査報告をお預かりしておりますので、事務局で代わりに読ませていただきます。森安一委員は喜多見西部、喜多見山谷を担当されております。

代読させていただきます。

9月15日に圃場パトロールをしました。今年の夏は昨年以上に暑かったにもかかわらず、夏野菜の片づけ、除草、耕うんまで行われていました。この時点では秋野菜準備中でしたが、10月10日に再度、圃場を巡回したときには、秋野菜、ブロッコリー、キャベツ、

ハクサイ等が植えられ、葉物等も播種され、芽も出ている状態でした。また、植木畑、ブルーベリー畑、かんきつ畑等の圃場は草がきれいに除草されておりました。全圃場良好でした。以上でございますということです。

○宍戸会長 皆さんの報告、ありがとうございます。

続きまして、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○長島委員 この間、農地管理基準というのをもらったと思うんです。これは自分らだけじゃなくて、農地を持っている方全員にこういうのを配ったらどうかと思うんですね。例えば、本人は、うなっている（耕している）からいいんじゃないかとか、そういうふうにいる方はたくさんいると思うんですけれども、実際にこれを見ると、うなっているだけじゃまずいし、何か生産しなくてはいけない訳ですから、もっと皆さんが周知していただくために、農業委員が回るような畑を持っている方は、これをまとめてもらって、みんなに配って、同じような意識を持っていただければ、今度行ったときに指導しやすいと思うんですね。できたらそれをひとつお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○事務局 事務局の中で皆様にお渡ししている管理基準に関しては、税務署等の関係もあって、そのままあまり出さない方がいいかなという部分もございますので、事務局の内部で考えて、基本的なところで大事な部分をまとめるようなことで準備、検討してみたいと思います。

○長島委員 ありがとうございます。

○真鍋委員 営農だよりとかがありますよね。誰もが読みやすく、ああ、そうなんだなと分かる部分で、私も2つばかり。

生産緑地といたら、一朝有事の際には地域を守る大事な土地でもあって、だからこそ生産緑地というプレートを皆さんが見えるところに置くというふうになっていますよね。そのためには、道路から見えなきゃ、そんなものは読みませんよね。管理基準には見えるよう設置するとなっているけれども、そうじゃないところがたくさんありますね。それから、やっぱり自宅の横にくっついていて、どこが生産緑地か分からない、さっき話がありましたよね。

こういう一つ一つというのは、区で決められているルールがちゃんと守られていればはっきりしているはずなんですよ。それがぼけているのはその辺が明確じゃないからで、今言われた何点かを明確にして、営農だよりか何かで皆さんに見てもらおう。みんなの目に触れたら、あれ、ちょっと違うんじゃないって言えるし。それを農家同士で指摘し合ったら、

もめているのも見たことあるんですよ。いや、そんなことはないとかやっていたので、いや、そんなことあるよというふうにしなないと。もうこれでいいんだと思っている方もいらっしゃるし、また誤解を招いて、やっぱり地域の声、せっかく世田谷区に農地が必要だと言われている方がものすごくいらっしゃるのに、そういうちょっとしたことでみそをつけられたらよくないので、そういうトラブルを防ぐためにも先程の懸案事項を、ルールどおりやればちゃんとなっているはずなので、そこらを明確にしてください。

○高橋（光）委員 その関連で意見として言いますと、真鍋さんがおっしゃったことはそのとおりだと思います。

私が今回お邪魔したところなんかは、3年後に会社を定年予定だから、それから農業をばんばんやるから今は勘弁してくれと言わんばかりなんです。でも、これは駄目ですよ。幸い土日が休みの会社なので、半日でもいいから畑に出て、草が生えないように、そしてできれば生産物、対価を得られるような行為を示していただきたいんですと言ってお願いしたんです。

大義名分で、3年後に退職するからそれから見てくれというのは、今、査察があったらあなたは不利ですよ、取消しになってしまうかもしれない、そういうふうに言ったんですけども、これでいいんでしょうかね。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長 いろいろとご意見をいただいて、×、△のことは各委員さんからかなり話が出ましたが、やっぱりこれを少しでも少なくしていくことも大切なことなので、また、農地もなるべく農地として残すことも私たちの務めでございますので、なるべく現状維持できるような形を、これからも皆様方のお力と、事務局、私たちも、もしそういうものがあったらまた拝見しながら注意していきたいと思えます。

○高橋（光）委員 話し中すみません。○、×、△の△というのは、帳簿をつけたり何かするときの赤字ということですか。

○宍戸会長 いえ、農地を農地として認める中で、完全に駄目な状態だというのは×で、作付してあるけれども、周りに草があって、それには○はつけないけれども、そこをどうにかやっていただければ△というような○、×、△なんです。そのことで今皆さんのお話の中に○、×、△というのがございましたからその旨でお話ししたんですが、現状が

どのくらいの位置になっているかということで○、×、△という話です。

そのような形で、皆さんも大変でしょうが、ぜひご理解いただけるようにお力添えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、よろしいですかね。

○事務局 それでは、その他で2点ほど簡単に説明させていただいてよろしいでしょうか。

○宍戸会長 よろしく願いします。

○事務局 そうしましたら、本日机上に配付させていただきました、6年1月に総会にお諮りしました参考で出ています能登半島地震義援金の募集についてというものなのですが、このホチキス留めしてあります3ページ目にアンダーラインを引かせていただいております。

これは、この時点で、この義援金の方に農業委員会としてまとめて寄附されますか、もしくは個人でも構いませんよということで、世田谷区としては個人個人、まとめることはしないよということでお話をいただいております、その後、この書面に基づいて全国農業会議所義援金口座に、もし個人の方で義援金をご寄附された方がいらっしゃいましたら、このアンダーラインを引いてあるところなのですが、所得税法に基づく寄附金控除の該当、適用になりますということが先日、農業会議の方からございましたので、もしこの口座に義援金を振り込まれまして、この控除の手続が必要な方がおられましたら、ご面倒でも事務局の方にご連絡をいただきましたら、手続の方法とご案内はさせていただきたいと思っております。これが1点でございます。

もう1点につきましては、机に置かせていただきました長形の、封をとじてある封筒の方でございます。もう開けられている方もいらっしゃるかもしれませんが、こちらにつきましては、世田谷区内農協協議会から、令和6年度の農業リーダー研修会の開催についての通知となっております。こちらは令和6年12月12日木曜日にスカイキャロットで行われます講演会、新規就農者激励会について、農業委員の皆様の出欠確認を行うものとなっております。同封された用紙で、令和6年11月25日までにファクスにて世田谷区内農協協議会事務局に回答をいただく必要がございますので、ご協力をお願いいたします。

あと1点、モニターの方に映らせていただいております。世田谷区でやっております農福連携、粕谷2丁目の畑ですね。こちらも2年ぐらい着々と、障害のある社員の方と畑を耕している状況でございます。大分定着してきまして、ぜひ地域の皆さんというか、今回は「区のおしらせ」でも周知するんですが、圃場を見ていただいて、中でどのような作業

をしているかというの展示をさせていただきますので、11月30日土曜日に開催をいたしますので、忙しい時期ですけれども、できればちょっと様子を見ていただきたいということのご案内でございます。

以上となります。

○宍戸会長 それでは、本日の予定案件が全て終了いたしました。本日の農業員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (職務代理挨拶)

この議事録は、令和6年10月31日(木)開催の第15回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員